



## はじめに

21世紀のわが国では、社会環境が大きく変化している中で、男女がお互いを尊重しあい、市民一人ひとりが個性や能力を十分発揮してさまざまな分野に参画し、自分の夢や希望を実現できるような柔軟で活力に満ちた社会を創造することが求められています。

本市においても同様に、少子高齢化の急速な進行やこれに伴う地域社会の役割の変化などから、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が極めて重要な課題となっています。

しかし、実際には「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や性差別的な価値観が依然として根強く残り、男女平等の実現が阻まれている現実があります。このような課題を解決するためには、女性の新しいアイデアと新しい力が活かされるような環境が、あらゆる分野においてつくられていくことが必要です。

川崎市におきましては、「自立」「平等」「快適」をキーワードに、市、市民、事業者が協働して「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして、2001（平成13）年10月に「男女平等かわさき条例」を施行しました。

この度この条例に基づき、施策を総合的、計画的に推進するために、川崎市男女平等推進審議会の答申と市民の皆様の御意見を十分に尊重して川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」を策定しました。

今後、この行動計画に基づき男女平等施策を推進し、市民、事業者の皆様と協働して平等で快適なまちづくりに向け積極的に取り組んでまいります。

この計画の策定にあたって、多くの市民の皆様、川崎市男女平等推進審議会の委員の方々から、貴重な御意見、御提案をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

2004（平成16）年5月

川崎市長 **阿部孝夫**